

事業所加入の審査基準

全国設計事務所健康保険組合(以下「組合」という。)の事業所加入の主な審査基準は以下のとおりです。

- 1 事業の種類は「建設に関する企画、調査、設計及び監理を主たる業とする事業所」とする。
- 2 代表者・建築士・及び事業所が、下記の団体に加入していることが望ましい。
 - 1)公益社団法人日本建築家協会
 - 2)一般社団法人東京建築士会
 - 3)一般社団法人建設コンサルタンツ協会
 - 4)一般社団法人東京都建築士事務所協会
- 3 建築士又は技術士が在籍していること。
- 4 組合の平均標準報酬月額及び平均年間賞与額と比較し、極端に乖離していないこと。
また、被保険者の平均年齢や扶養率等を加味し総合的に判断する。
- 5 全国健康保険協会(協会けんぽ)に1年以上加入し、滞納等がないこと。
- 6 事業所の財務内容が健全であること。

・上記の審査基準以外でも事業所の状況等を総合的に勘案して判断します。

また、審査基準は、組合の状況等を鑑み変更する場合があります。

・その他、ご不明な点は、業務部適用・徴収グループ(Tel.03-3404-7344)までお問い合わせください。